

三郷市立児童館運営協議会公募委員選考基準

三郷市立児童館運営協議会規則第 3 条第 2 項第 5 号（公募による市民）に規定された委員については、下記のとおり選考を行う。

- 1 選考人員 2 名
- 2 選考の条件
候補者より以下の条件を満たしている者とする。
 - （1）市内の児童館・センターを利用したことがある児童の保護者であること。
 - （2）応募日時時点で市内に 1 年以上居住する満 18 歳以上であること。
 - （3）年 2 回程度平日の会議に出席可能であること。
- 3 選考方法
 - （1）採点
別に定める「採点基準表」に基づき実施する。
 - （2）点数の集計方法
 - ・ 選考委員各人の持ち点は均一とする。
 - ・ 各応募者に対し、選考委員 1 人あたり基本点の合計を 40 点満点とする。
 - ・ 評価点の合計を応募者毎に単純集計し、その合計得点の高い者から 2 名選考する。
 - ・ 同点の場合には、選考委員立ち合いのもと、抽選とする。
 - ・ 選考委員の採点結果（合計点）の平均点が 20 点未満の者は、応募人数が公募人数を下回る場合であっても不採用とする。
 - （3）選考結果
郵送により、通知する。

公募委員に係るレポート採点基準表

◇採点は５段階で５点を最高点とし、各項目別に○印で採点する。

応募者氏名	
基 準	点 数
① テーマに沿った内容となっているか。	1 0 ・ 9 ・ 8 ・ 7 ・ 6 ・ 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
② 問題意識を有しているか。	1 0 ・ 9 ・ 8 ・ 7 ・ 6 ・ 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
③ 一般論に終始せず、自分の意見、当事者としての意見が見られるか。	1 0 ・ 9 ・ 8 ・ 7 ・ 6 ・ 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
④ 考え方が偏っておらず、公平な見地から述べられているか。	1 0 ・ 9 ・ 8 ・ 7 ・ 6 ・ 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
合 計 点 平 均 点	

※満点４０点